

後期高齢者医療制度 窓口負担割合の変更に伴う保険証の一齐更新について

窓口負担割合 1割の方のうち、一定以上の所得のある方は 2割になります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合 3割)を除き、医療費の窓口負担割合が 2割になります。

窓口負担割合が 2割となる方は、以下の項目にすべて該当する方です

- 住民税課税世帯で、3割負担(現役並み所得者)ではない
 - 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
 - 年金収入+その他の合計所得金額が次の金額以上
 - ・被保険者が1人の世帯の場合、200万円
 - ・被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円
- ※詳細は広報たきかわ2022.3月号16ページをご覧ください。



保険証が新しくなります(黄色→オレンジ色)

今、ご利用の黄色の保険証の有効期限が令和4年9月30日をもって満了となるため、9月中旬に新しい保険証を交付します。

お手元に届きましたら古い方の保険証(黄色)を破棄し、新しい保険証(オレンジ色)をご利用ください。

10月以降の窓口負担割合に変更がない場合でも、全員の保険証が新しくなります。

新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。

注意

減額認定証等は引き続き水色の証をご利用ください。

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)は有効期限があらかじめ令和5年7月31日となっているため、新たに送付されることはありません。
誤って破棄しないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 9月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

窓口負担割合が 2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

2割負担となる方について、令和4年10月1日から3年間(令和7年9月診療分まで)は、1か月の外来医療の負担増加額が3,000円までに抑えられます。(入院の医療費は対象外です。)配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻されます。

【配慮措置が適用される場合の計算例】

窓口負担割合 1割の時	①	5,000円
窓口負担割合 2割の時	②	10,000円
負担増	③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限	④	3,000円
払い戻し	(③-④)	2,000円

窓口負担割合が 2割となる方で高額療養費の口座が登録されていない方へ

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、申請書が郵送されます。申請書がお手元に届きましたら、申請書の記載内容に沿って、口座の登録をしてください。